

平成 29 年度 第 1 回

愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 29 年 4 月 25 日 (火) 午前 16 時 00 分～午後 16 時 50 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>24 名</u> 欠席委員 <u>3 名</u>	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 蕙代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	欠
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	欠	24	赤松 作男	欠
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
14	山本 洋文	出				
議 事 録 署 名 人	27	谷口 八千代		1	和喜田 重則	
職 務 の た め 総 会 に 出 席 し た 者 の 氏 名	事 務 局 長	吉村 克己		課 長 補 佐	松本 仁志	
会 議 の 内 容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第6号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の 面積の承認について 議案第7号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)・ 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について					

平成 29 年度第 1 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 1 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 27 名中 24 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、27 番、谷口 八千代委員と 1 番、和喜田 重則委員を指名致します。 それでは、日程第二、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。 受付番号 1 番、御荘菊川 1337 番 3、地目・面積は畑・133,659 m ² で 3 条無償移転でございます。経営面積は 442.5a でございます。 なお、申請地は登記地目が山林であり、本来なら農地法の適用範囲外ではありますが、面積 133,659 m ² のうち 17,310 m ² を果樹園地として利用しており、農地台帳にも登録されて農地として取り扱っています。このため、今回の所有権移転についても農地法の手続きが必要になりますので、許可申請書が提出されております。 以上 1 件でございます。申請につきましては、担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。
委員	譲渡人と譲受人は親子の関係です。場所は、〇〇小学校から北に数 m の所

	<p>です。説明の通り、全てが農地として使われているわけではなく、もともとは農地として使われていたようです。今は、果樹の部分だけ耕作されていて、あとは山に変わる寸前かなと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号1番、緑甲 695 番 1、地目・面積は畑・392 m²でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>受付番号2番、広見 1645 番外 1 筆、地目・面積は畑・141 m²、田・249 m²でございます。転用目的は農業用倉庫ほかでございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、それぞれ担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1番お願ひ致します。</p>

委員	場所は、農道の下の方です。介護施設の駐車場にするそうです。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に2番お願いします。
委員	航空地図を見ていただいたら分かると思いますが、現在建物が建っています。もう20年以上前に農地としてではなくなっております。今回申請となっておりますが、始末書も出していると聞いています。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号1番、油袋450番外1筆、地目・面積は畑・207㎡でございます。転

	<p>用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号2番、広見 3157 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・511 m²でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、それぞれ担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人と譲受人は同じ地区の方です。現状は、駐車場もしくは真珠資材の置場という使い方をしてしています。一部は、草が生えて農地として使える状況ではないようです。譲受人は買って欲しいと言われて買ったらしいです。そのままにしている草が生えるので、何かに使った方がいいと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 2 番お願いします。</p>
委員	<p>場所は、〇〇ガソリンスタンドを曲がり 2・300mほど行った所です。譲渡人は現在農業をしていないので、譲受人に資材置場として貸すという形で利用し、埋め立てをしたいので申請をしたということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番、小山385番1、地目・面積は畑・2,771㎡でございます。場所は、〇〇集会所から直線距離で800mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号2番、御荘平山1703番外1筆、地目・面積は畑・139㎡、田・704㎡でございます。場所は、国道沿いのガソリンスタンドの道向かいあたりになります。</p> <p>いずれの対象地も調査年月日は平成27年11月12日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地、荒廃農地調査分類はB分類でございます。</p> <p>それぞれ航空写真を見て頂いたらお分かりとは思いますが、現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林になっておりました。受付番号1番は隣接する土地も雑木等が生長している範囲も広く、また、受付番号2番は、法面の部分が多く、隣接地との段差も大きいため、いずれも農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。</p> <p>以上2件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	1番・2番とも今後の使用予定はあるのか。太陽光とか。

事務局	この後のことについては、聞いていません。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第5号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第5号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番は再設定で、緑丙832番、地目・面積は田・3,905㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号2番は再設定で、増田3402番1外1筆、地目・面積は田・2,457㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号3番は再設定で、緑甲2160番1外1筆、地目・面積は田・3,374㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号4番は再設定で、城辺甲2570番1、地目・面積は田・622㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は1年でございます。</p> <p>受付番号5番は再設定で、上大道1137番、地目・面積は田・303㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号6番は再設定で、柏698番1外2筆、地目・面積は田・1,281㎡、賃貸借で生産物は水稲・果樹・野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号7番は再設定で、城辺甲2365番2、地目・面積は田・811㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は1年でございます。</p> <p>受付番号8番は再設定で、上大道1214番1外3筆、地目・面積は田・2,729㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号9番は新規で、御荘平城3687番1外1筆、地目・面積は田・1,223㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号10番は新規で、御荘平城3685番1、地目・面積は田・651㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p>

	<p>受付番号 11 番は新規で、御荘平城 3678 番 2 外 1 筆、地目・面積は田・1,012 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 12 番は新規で、御荘長月 3583 番、地目・面積は田・1,295 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 13 番は新規で、御荘長月 3417 番 1、地目・面積は田・2,006 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 14 番は新規で、御荘長月 953 番外 1 筆、地目・面積は田・3,488 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 15 番は新規で、御荘長月 955 番、地目・面積は田・5,416 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 16 番は新規で、緑乙 3358 番、地目・面積は田・1,877 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 17 番は新規で、御荘和口 2327 番、地目・面積は田・1,387 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 18 番は新規で、広見 2391 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,619 m²、賃貸借で生産物は飼育米、期間は 7 年でございます。</p> <p>受付番号 19 番は新規で、広見 1435 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・10,603 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 7 年でございます。</p> <p>受付番号 20 番は再設定で、御荘長月 1259 番、地目・面積は田・1,186 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが 20 番は〇〇委員が議案当事者ですが、今日は欠席です。ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第6号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべ</p>

事務局	<p>き別段の面積の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第6号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、ご承知のとおり、平成21年から農地法の改正によりまして、毎年下限面積を設定するようになっておりますので、下記のとおり付議するものでございます。旧南内海村、旧東外海村、旧西海町の範囲が30アール、旧内海村の範囲が40アールとしております。昨年度、面積の見直しを検討してはどうかというご意見をいただきまして、事務局としましても、近隣市町の状況や、住民からの問い合わせ件数等を参考に検討いたしました。結果、限りある大切な農地の保全という観点から、やはりある程度のハードルを設けておくことが必要かと判断しまして、昨年と同様の下限面積とさせて頂いております。ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。</p> <p>すでにお目通しのことと存じますので、簡潔に説明をさせていただきます。</p> <p>お手許の資料「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。</p> <p>まず大きいI番、農業委員会の状況ですが、1の農業の概要では、愛南町の各種農地の面積、農家戸数や、就農者、認定農業者数等を記載しております。</p>

す。2の農業委員会の現在の体制では、現在の体制、旧制度に基づく体制として、各項目ごとの農業委員数を記載しております。

次のページの大きいⅡ番、担い手への農地の利用集積・集約化に関する項目です。そのうち、2の平成28年度の目標及び実績につきまして、集積目標の291haに対しまして、実績が297haということで、目標は達成しておりますが、やはり年々、農家さんの高齢化が進んでおりますので、特に優良農地については地域の担い手への集積が進むよう、委員さん方のご協力をお願いします。

次のページの大きいⅢ番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に関する項目です。そのうち、2の平成28年度の目標及び実績につきまして、参入目標の5経営体に対しまして、実績が4経営体ということで、目標にはわずかに達しませんでした。新規就農にあたりまして、おそらく収入面が一番のネックであろうかと思っておりますので、今後は、各種補助金・給付金事業の担当者と連携して周知活動を進めたいと考えております。

次のページの大きいⅣ番、遊休農地に関する措置に関する評価です。そのうち、2の平成28年度の目標及び実績につきまして、解消目標の7haに対しまして、実績が3haということで、目標には達しませんでした。この項目は、今年の夏に、各委員さん方にご協力をいただきました農地パトロールでの調査結果に基づくものです。

次のページの大きいⅤ番、違反転用への適正な対応についてです。このうち、2の平成28年度の実績につきまして、違反転用面積は0.22haと、年度当初の面積から0.15ha減少しております。違反転用につきましては、農地法の規定を知らずに転用してしまったケースが多く、町のホームページや広報紙で周知活動を行いました。

次のページの大きいⅥ番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1の農地法第3条に基づく許可事務は、昨年度、愛南町農業委員会で審議しました44件の3条申請に関する項目です。2の農地転用に関する事務は、同じく昨年度審議しました4条5条申請に関する項目です。次のページ、3の農地所有適格法人からの報告への対応は、農地法の規定に基づく農業生産法人報告書の提出状況に関する項目です。4の情報の提供等は、農業委員会による農地関連情報の提供に関する項目です。次のページ、7、8は割愛させていただきます。

次に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

まず大きいⅠ番、農業委員会の状況につきましては、先ほど、28年度の際にご説明しましたので、割愛させていただきます。

次のページ、大きいⅡ番、担い手への農地の利用集積・集約化につつま

	<p>て、29年度の集積目標を、新規集積面積30haを含めて327haに設定しております。</p> <p>次に、大きいⅢ番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、29年度の目標を、4経営体で3haと設定しております。</p> <p>次に大きいⅣ番、遊休農地に関する農地につきまして、29年度の目標解消面積を、現在の遊休農地面積の4haと設定しております。</p> <p>最後に大きいⅤ番、違反転用への適正な対応としまして、現在把握している違反転用面積が0.22haあります。今後とも啓発活動や農地パトロール等により違反転用の発生防止に努めたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人